

# 守っていききたい島根の農村

## 中山間地域等直接支払制度 協定事例集ⅩⅠ



平成23年3月

島根県農林水産部農業経営課

## はじめに

農業の生産条件が不利な中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われ、多面的機能の確保が図られるよう、その条件不利性を補正するための支援を行う「中山間地域等直接支払制度」を平成12年度から実施しています。平成17年度からの第2期対策では、集落営農の育成や担い手への農用地集積などの積極的な取り組みを推進する制度となり、本県においても多くの集落でこれらの取組が行われました。

平成22年度からスタートした第3期対策においては、集落協定内の農用地をサポートする体制を整備することで10割単価の交付が受けられる、C要件（集团的サポート型）が新たに設けられました。また、小規模・高齢化集落を取り込んで協定を締結すると加算金が交付されることになりました。

C要件の創設により県内の75%の集落協定が、10割単価に取り組むこととなるとともに、小規模・高齢化の進む集落の農用地も地域で守る取り組みが進められました。

本県では、全ての市町村において制度に取り組みられ、農業者の皆様の継続した営農活動により耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持が図られるとともに、地域の活性化にも大きく貢献することが期待されています。

この度、今後とも県民の豊かな生活を維持する上で、各集落において本制度が継続して実施されるとともに将来に向けた前向きな取組を進めていくため、本年度よりスタートした第3期対策に先進的に取り組まれている協定の活動事例をとりまとめました。

本書が、中山間地域等の振興のために日々御活躍されている皆様に活用されるとともに、県民の皆様の中  
山間地域等に対する理解の促進のお役に立てれば幸いです。

末筆になりましたが、本事例の収集にあたり、多大な御協力をいただきました集落及び市町村担当者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

島根県農林水産部長 石垣 英司

## 第3期中山間地域等直接支払制度について

### 第2期対策

#### ① 対策期間

- 5年間

#### ② 交付単価

##### 【基礎単価(8割単価)の活動内容】

- 集落の将来像の明確化と活動計画作成
- 耕作放棄の発生防止
- 多面的機能増進活動

##### 【体制整備単価(10割単価)の活動内容】

- ◎ 農用地保全マップの作成
- ◎ 地域の実態に即しA又はB要件を選択
  - A要件(2つ以上選択)
    - ① 生産性・収益向上(1つ以上選択)  
機械・農作業共同化、高付加価値型農業、農産物加工販売
    - ② 担い手の育成(1つ以上選択)  
新規就農者・認定農業者の確保、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
    - ③ 多面的機能の発揮(1つ以上選択)  
都市との交流、学校等との連携、非農家・他集落との連携
  - B要件(1つ以上選択)
    - ① 集落営農の推進
    - ② 担い手への農用地の集積

### 第3期対策

- 5年間

##### 【基礎単価(8割単価)の活動内容】

変更無し

##### 【体制整備単価(10割単価)の活動内容】

- ◎ 変更無し
- ◎ 地域の実態に即し次の2要件から選択
  - 効率的かつ前向きな体制整備(ステップアップ型)  
[2期対策のA要件、B要件とほぼ同じ]  
多面的機能の発揮 非農家・他集落との連携の削除  
耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大、生産条件の改良等を要件に追加。
  - 集団的かつ持続可能な体制整備(集団的サポート型)  
※ 高齢農家も安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決め。

#### ③ 加算措置

- 規模拡大加算
- 土地利用調整加算
- 法人設立加算

(継続)

- 規模拡大加算：利用権設定等の規模拡大を行った者に加算
  - 土地利用調整加算：担い手に利用権設定等を行う集落に加算
  - 法人設立加算：農業生産法人、特定農業法人の設立に加算
  - 小規模・高齢化支援加算(新設)：小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算。
- <廃止> 耕作放棄地再生利用緊急対策の実施のため。

- 耕作放棄地復旧加算

#### ④ 1団の農用地要件

##### ■ 営農上の一体性

- 団地間で耕作者が重複し、全ての耕作者等で共同作業等を実施
- 同一の生産組織等で農業生産活動
- 団地間に水路・農道等の線的施設が介在し、構成員全員で管理

■ 農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の飛び地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができる。

#### ⑤ 免責事由

- 死亡・病気等
- 農業用施設用地
- 自然災害
- 土地収用適格事業
- 新規就農者住宅

(追加)

- 農業後継者の分家住宅への転用
- 農業目的と認められる自己施工の農道・水路

# 守っていききたい島根の農村 XI

## 目次

- (1) 持続的な農業生産活動を可能とする集落の取組……………松江市 田根集落
  
- (2) 集落と企業の連携により耕作放棄地を解消……………隠岐の島町 真杉集落
  
- (3) 作業組合をサポート者にして10割単価に取り組む……………益田市 種地区
  
- (4) 11集落の大合併……………邑南町 出羽集落

<農業生産法人、集落営農組織の育成を実施している事例>

## 持続的な農業生産活動を可能とする集落の取組

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県 <sup>まつえしんじちよう</sup> 松江市 <sup>たね</sup> 宍道町 田根				
協 定 面 積 9.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	水稻				
交 付 金 額 159.6万円	個人配分			50%	
	共同取組活動分 (50%)	農用地・水路・道路維持管理経費			4%
		農道整備経費			33%
		多面的機能増進活動経費			1%
		鳥獣被害防止対策経費			0%
		役員報酬			9%
		研修会費・会議費・事務費			1%
積立金			2%		
協定参加者	農業者 20人、営農組合（構成員11人）、非農業者 5人				

### 2. 取組に至る経緯

本集落は松江市の中心部より南西に位置し、周辺を山に囲まれた地域で、ほとんどの世帯が水稻を中心とした農家である。昭和46年度に地すべり指定区域となり6年間に渡り、地すべり用排水路の整備を実施してきた。昭和53年度に地すべり関連圃場整備事業を導入し、3年間に渡り15.4haの圃場整備を実施した。

平成12年度には宍道町農林課より集落の農家に、中山間地域等直接支払制度の説明会を開催した。21人の構成員で導入の運びとなり、耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来に亘って持続的な農業活動を可能にするとともに、本集落のもつ多面的機能の確保を図るため、一致協力して農地荒廃防止・景観保全・農業生産の向上に努め、集落一体となって取組を行い現在に至る。

### 3. 取組の内容

本集落は、平成2年3月にグリーンショップ（野菜等販売施設）を設立し、生産販売を行った。

また全ての農作業を共同化することを目標に話し合いを重ね、平成5年7月には農業活性化事業で田根営農組合を設立し、構成員11人で機械の共同利用・乾燥調整施設の共同化、農作業の委託等を積極的に行った。

また、「後継者不足」「耕作者の高齢化」による耕作放棄地の発生を防止し、協定参加者で鳥獣被害対策に対する防護柵の設置を検討し、電柵・網等で被害の防止を図っている。集落の環境美化のためには農道・水路の維持管理を共同で行い、農地周辺の草刈を個別に行っている。

今後は集落内の農地を維持管理していくために農作業の中核となる担い手を育成し、将来的に農用地を集積していくことが目標で、高齢者の労働力を活用する農業・農業生産体制を確立し、地域の活性化につながることを期待している。





農地法面の崩壊状況



共同取組活動として周辺林地の雑木除去作業・草焼き

**【集落の将来像】**

山間部の集落であり、今後農業を継続するには集落での共同作業が必要であり、農家と非農家の連携による集落環境の維持保全に努め、共同機械の有効活用の推進を図る。

**【将来像を実現するための活動目標】**

- 団地毎に水路・農道の維持管理・補修を行い、施設の保全を図る。
- 耕作放棄地の発生防止活動
- 農用地の共同作業の推進・多面的機能の増進活動

**【活動内容】**

農業生産活動等	農地の耕作管理 ・田 12.6ha	共同取組活動・個別対応
	水路・作業道の管理 ・水路2.2kmを年1回清掃、年2回草刈り ・農道 1.5km を年 2回 草刈り	共同取組活動・個別対応
	農地法面の定期的な点検 ・随時	個別対応
多面的機能増進活動	周辺林地の下草刈り ・約 0.5ha を年 1回	共同取組活動・個別対応
	景観作物の作付け ・約 0.4ha そばの作付け	個別対応

**集落外との連携**

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

**4. 取組による変化と今後の課題等**

田根営農組合の協定参加者で話し合いを継続し、高齢化・後継者不足が予想される中、すべての農作業の効率化、共同活動を行い、集落全体で地域内農用地を守っていくという意識がより明確化した。中山間地域に対する農業施設を有効に活用し、効率的な営農活動を目指すことが課題となる。

**[平成21年度までの主な効果]**

- 農道・水路について協定者の協力を得て維持管理の活動
- 農地法面の崩壊を未然に防止するための集落内の担い手を中心に、定期的に点検を行う
- 協定農用地への電柵・ネット等の設置により鳥獣被害防止対策を行う

＜耕作放棄地の解消を実施している事例＞

## 集落と企業の連携により耕作放棄地を解消

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県 <small>おきぐん</small> 隠岐郡 <small>おきのしまちょう</small> 隠岐の島町 <small>ますぎ</small> 真杉			
協 定 面 積 7.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交 付 金 額 110.8万円	個人配分分			90%
	共同取組活動分 (10%)	役員報酬		3%
		会議費		3%
	共同作業燃料費		4%	
協定参加者	農業者 16人、水利組合（構成員4人）、農外参入企業1社			

### 2. 取組に至る経緯

当集落では、高齢化の進展とともに、離農が相次ぐ状況にあった。しかし、集落の者だけでは農地の維持管理もままならず、耕作放棄されたまま、十数年も経過する農地もあり、病虫害の問題や景観の問題に悩む状況であった。一方、他の集落で土木業から畜産業に参入した企業があったが、繁殖牛の増頭に伴い、飼料の確保の問題に悩む状況であった。

耕作放棄地を解消したい集落と、飼料を確保したい企業。両者の悩みをマッチングさせ、農地の需要と供給を円滑につなげることで、耕作放棄地の解消に取り組んだ。

### 3. 取組の内容

両者の悩みをマッチングさせ、企業の機動力により、耕作放棄地の復旧を行った。復旧作業の報酬は草の現物を飼料として支給し、集落にとってはお金をかけず、耕作放棄地が復旧された。企業は飼料の確保が出来るとともに、飼料作物が作付できる農地の確保にも繋がった。

現在では、集落内の他の農地も耕作放棄地の復旧を行った企業が集積し、飼料作物の作付けを行い、農地は適正に維持されている。



耕作放棄地復旧作業（作業中）



耕作放棄地復旧作業（作業後）



**[集落の将来像]**

当集落では、これまで引き継いできた美しい水田環境を守り、これを次世代へ残し、伝えるための集落づくりを推進します。

- ・担い手又は農業公社に基幹的農作業の受委託を推進します。
- ・高齢者でも、できる範囲で農作業に関わりを持つ形での営農を推進します。
- ・自分の農地は自分で守るという気持ちを大切にしながらも、1人で抱え込まず集落内での話し合いや情報交換などによる解決を基調とした、集落全体での営農を進めます。

**[活動内容]**

農業生産活動等	農地の耕作・管理 ・田 7.5ha	個別対応
	水路・作業道の管理 ・水路1.5kmを年1回清掃、草刈り ・道路 1.0kmを年1回 草刈り	共同活動
	農地法面の定期的な点検 ・随時	個別対応
多面的機能増進活動	景観作物作付け ・景観作物としてマリゴールト <sup>®</sup> 、コスモス、サルビアを約 0.3ha 作付けた。	個別対応
加算措置としての取組等	耕作放棄地復旧加算 (集落に点在している耕作放棄地 0.4ha を復旧し 白小豆を栽培)	個別対応

**集落外との連携**

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

**4. 取組による変化と今後の課題等**

耕作放棄地の復旧を行った企業は、0.4ha の耕作放棄地の復旧に始まり、現在では高齢化により離農した農家から、約 1ha の農地を集積し、飼料作物の作付けを行い、地域の担い手として活躍している。今後、高齢化の進展とともに、更に増え続ける耕作放棄地の解消には、このような機動力を有した担い手の確保が重要である。また、様々な情報を共有し、需要と供給のマッチングを行っていくことが、農地の有効利用に繋がっていくと考えている。

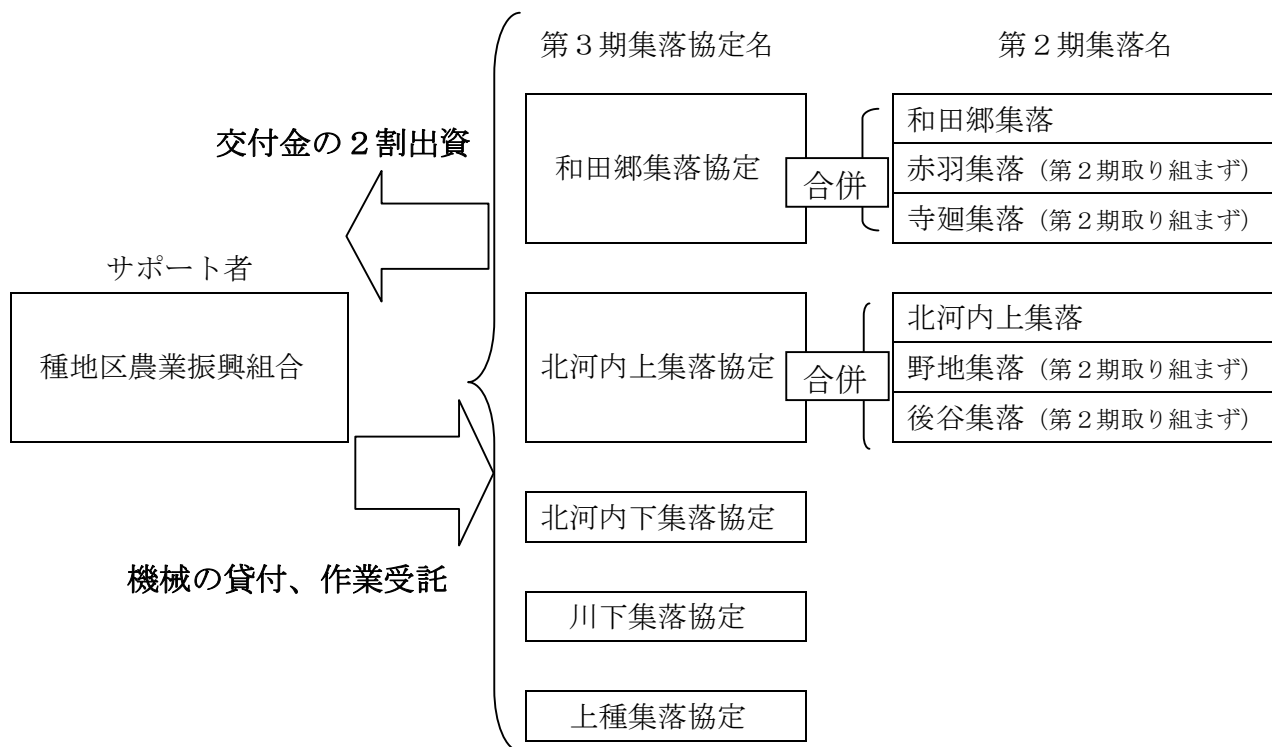
**[平成21年度までの主な効果]**

- 耕作放棄地の解消  
(当初0ha、目標0.4ha、H21実績0.4ha)

＜集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例＞

## 作業組合をサポート者にして10割単価に取り組む

### 1. 種<sup>たね</sup>地区の概要



### 2. 取組に至る経緯

種地区は、第1期対策において11集落が直接支払制度に取り組んでいた。第2期対策において10割単価に取り組むためのハードルが上がったこと、及び小規模・高齢化が進み農業生産を5年間継続することに不安があったことから、4集落が離脱した。

第2期対策に継続した協定も役員は60歳代前後であり、構成員もまた高齢化が進んでいた。またどの協定においてもコスト、収益、労働力の面から今後の営農継続について不安を持っていた。

第3期対策において、新たな10割単価要件、C要件（協定農用地を協定参加者で守る取り決め）が新設された。平成19年2月に種地区において設立された作業受託組合（種地区農業振興組合）をサポート者にして10割単価要件に取り組み、今後の種地区の営農体制をつくること、及び第2期対策に取り組まなかった種地区集落協定が第3期対策に取り組めないか、地区公民館長から提案された。

### 3. 取組の内容

サポーターとなった種地区農業振興組合は、種地区の集落協定の代表者等から構成されていたものの、種地区集落協定のサポーターになり規模を拡大することになると機械整備も追いつかない。そこで、交付金の2割を作業受託組合の支援金として各集落協定は出資、機械導入、更新費として負担をしていくこととした。

また、作業組合は地区内に機械を貸し付け、また作業受託希望があれば応じる。  
(機械の貸し付け、作業受託に伴う料金については2割の支援金とは別途必要)

集落協定は、C要件に取り組むことで10割単価の交付が得られ、また地域内農用

地を安心して任せるサポート者が成立したことになった。

その他のメリットとして、中山間地域総合整備事業が実施できる点がある。圃場整備を実施する農家は高齢化しており、営農意欲は低下しているものの、農地を守っていきたいという思いは強く、耕作者の見通しが立たない場合は、作業受託組合へ農地を委託することも検討されている。

#### 4. 取組による変化と今後の課題等

作業受託組合が担い手として引き受けていくため（機械をリースすることもできる）、必要以外の機械の導入は控えるように種地区に声掛けを行い、集落全体のコスト削減を目指す。

作業受託組合には、労働力的に余裕があるとは言い難い。そのため、U I ターン者の受け皿として、専属的なオペレーターの確保・育成を目標としていく。

#### 5. 種地区が一体となってC要件に取り組むことになった要因

第3期対策においては、鳥獣害対策などの設備投資も終えたところ。

また、高齢化が進む中で、どうやって地域の農地を守ろう、荒らしたくないという意識の者が多くなっている。地域の集落協定が一体となって作業受託組合を支援し、育成する良い好機となった。

※種地区の営農体制の構築、集落協定の復活に尽力された、益田市種地区振興センター長渡邊修さんは、平成22年7月23日（金）全国農業新聞にも取り上げられました。

3期目に入った

## 中山間直接支払制度

〔下〕

「今、種地区の集落協定の締結を全面復活させようとしているんです」——島根県益田市の種地区振

团的サポート型が新設された。渡邊さんはこれを機に、協定を締結していない寺廻集落に対し、隣接する和田郷集落との広域協定の締結を呼び掛けた。和田郷集落は、渡邊さんが住んでいる集落であり、自らが協定の事務作業を行っている。広域協定を結ばば、寺

ころ、いづれも感触は良好だという。C要件で農作業を引き受ける受け皿には、地区の農業振興組合を活用する計画だ。2007年に設立した農作

# 全集落で協定復活目指す

## 受託組織の強化で農家に安心を

興センターでセンター長と公民館長を兼務する渡邊修さん（61）は、3期対策取り組みの現況を説明する。種地区の全11集落の協定締結に向け、各集落に働き掛けている真つ最中という。同地区では、1期対策から2期対策に移行する際に4集落が協定を継続しな

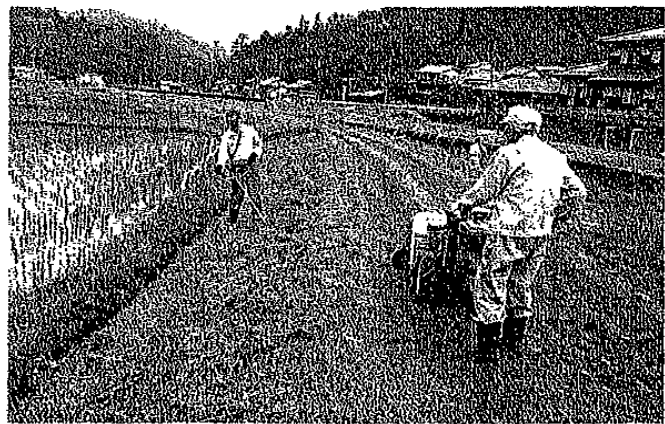
いづれも世帯数が数人の小さな集落で、高齢化も進み、農業生産を5年間継続することに不安があった。また、残りの野地、赤羽根、後谷の3集落については、同じ下種第一自治会内の北河内上集落に、広域協定を締結するよう働き掛け

た。今のところ、いづれも感触は良好だという。C要件で農作業を引き受ける受け皿には、地区の農業振興組合を活用する計画だ。2007年に設立した農作

備事業を行う計画があり、整備後の農業継続に不安を持つ農家に安心感を持ってもらう意味合いもある。地域を牽引する渡邊さん。農業委員を2期務めた経歴を持つ。「地区を活性化し、守っていくためには、すべての集落での協定締結が必要」と決意を述べた。

## 役割増す受け皿組織

高年齢化が進行するなか、農作業受託組織の役割はますます重要となる。種地区では、来年度以降に圃場整



田植え後の農道周辺の草刈りを共同で行う北河内下集落

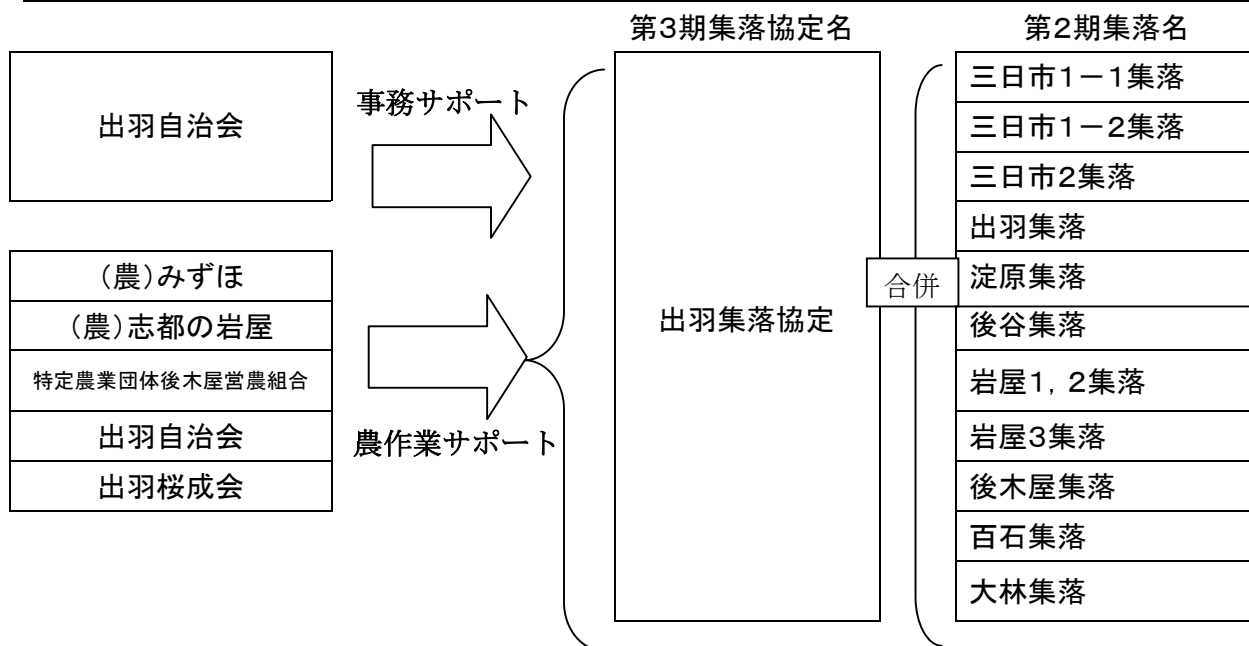
7/23(金) 全国農業新聞

< 集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例 >

# 1 1 集落協定の大合併

## 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県 <small>おおちぐん</small> 邑智郡 <small>いづは</small> 邑南町 出羽				
協 定 面 積 103.3ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	水稻				
交 付 金 額 1,709.4万円	個人配分分			交付金の使途については、合	%
	共同取組活動分	役員報酬	併前の協定毎に異なる。		%
		会議費			%
		共同作業燃料費			%
協定参加者	農業者 109人、水利組合 25、農業生産法人 2、特定農業法人 1、非農業者 2人				



## 2. 取組に至る経緯

第2期対策において、出羽地区には11集落協定（三日市1-1、三日市1-2、三日市2、出羽、淀原、後谷、岩屋1、2、岩屋3、後木屋、百石、大林）が存在した。地区内で出入作も盛んに行われると共に、町事業「夢づくりプラン」のため、月1回自治会で話し合いも盛んに行われており、集落協定合併の契機ともなった。

また、第3期対策から小規模・高齢化集落を取り込み協定の合併を行うことで加算金も手当されることになるとともに、11の集落協定を1本化することにより事務も統一され、効率化されるという見解となり協定の大合併を行うこととなった。

## 3. 取組の内容

協定の合併を行うにあたり、小規模・高齢化集落支援加算金の新設が大きな契機となった。合併した淀原、後木屋にはサポートを引き受ける母体も存在し、法人、営農組合、自治会、地元青年会までをサポート者に取り込み、10割単価要件、C要件（協定農用地を協定参加者で守る取り決め）に取り組むこととなった。

11集落協定が統合したことで、集落が抱える課題についても統一した視点で取り組むことが可能となり集落の私的関係を飛び越え、一つの公共的な役割が期待されている。耕作放棄地の復旧や生産調整の達成に向けても今回の統合が大きな成果に結びつくことが期待されている。

また、合併を行った後の協定の事務は、出羽自治会で雇用する職員が行い、事務の統一に結びついた。交付金の使途については、法人や組織のある集落については全額



組織に出資する一方で、その他の集落については共同取組活動の支出を1 / 2以上と統一し、収支が明瞭となった。

#### 4. 取組による変化と今後の課題等

1 1 集落協定が合併したものの、将来的にサポート者である法人、営農組合も手一杯になることが危惧される。そのため、非農家や地元青年会も取り込み、持続的な農業生産活動を可能とする体制づくりが求められる。

また、統合された集落協定が、農業分野に止まらず、人材派遣や生活サービスまで行う原資組織となることが期待されている。

## この制度に関する問い合わせ先

各市町村の農業担当課または島根県農業経営課  
「農地利用促進グループ」へお問い合わせください。

島根県農林水産部農業経営課  
農地利用促進グループ

(住 所) 〒690-8501 松江市殿町1番地

(電 話) 0852-22-6418

(FAX) 0852-22-5968